

# 政策研究大学院大学保有個人情報に関する開示決定等の審査基準

平成19年3月28日  
大学運営局長裁定  
改正 平成26年9月1日

政策研究大学院大学（以下「本学」という）が保有する自己を本人とする保有個人情報の開示、訂正又は利用の停止の請求があったときは、「独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年5月30日法律第59号）」（以下「法」という）に基づき、以下に掲げる基準をもって開示、訂正又は利用の停止の決定を行う。

## 1. 開示の決定

開示請求に係る保有個人情報に次に掲げる情報（不開示情報）が含まれている場合を除き、開示請求者に当該保有個人情報を開示するものとする。

### (1) 個人情報（法第14条第1号及び第2号関係）

個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日、その他の記述等から特定個人を識別することが可能な情報又は特定個人を識別することはできないが、当該情報を公にすることによって個人の権利利益（名誉、感情などを含む。）を害するおそれがある情報。例えば、a) 職員・学生等の自宅住所・電話番号等、b) 人事選考関係資料（氏名、履歴等）、c) 健康診断・カウンセリングの記録、d) 懲戒処分関係情報（氏名、懲戒内容等）、e) 学生等個人に関する情報（学籍、成績、教育・生活相談等の記録、就職先等）、f) 入試答案及び合否判定資料、g) 学生指導関係文書 など。

ただし、個人情報であっても、次の情報は開示する。

イ 法令の規定により、又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報。例えば、a) 研究活動報告、b) 叙勲・褒章受章者名簿など。

ロ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報。

ハ 当該個人が法第5条第1号ハに規定する公務員等であり、その職務の遂行に係る情報のうち、当該公務員等の職及び職務遂行の内容に係る部分。例えば、文書に付された大学運営局長、組織マネジメント課長等の職名など。

### (2) 法人等情報（法第14条第3号）

法人その他の団体（国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。以下この号において「法人等」という。）に関する情報又は開示請求者以外の事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、次に掲げるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報を除く。

イ 開示することにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの

ロ 本学の要請を受けて、開示しないと条件で任意に提供されたものであって、法人等又は個人における通例として開示しないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの

### (3) 審議検討等情報（法第14条第4号）

国の機関、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、次に掲げるもの。

イ 開示することにより、率直な意見の交換若しくは意志決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあるもの。例えば、a) 人事選考の記録、b) 組織改組で現在検討中のものなど。

- ロ 開示することにより、不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれがあるもの。
  - ハ 開示することにより、特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの。例えば、a) キャンパス移転候補地リスト、b) 仕様策定に係る検討記録など。
- (4) 事務・事業支障情報（法第14条第5号）
- 国の機関、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であって、開示することにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの
- イ 国の安全が害されるおそれ、他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ又は他国若しくは国際機関との交渉上不利益を被るおそれ。
  - ロ 犯罪の予防、鎮圧又は捜査その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれ。例えば、a) 薬物保管に関する情報、b) ID、パスワード等のネットワークセキュリティ情報など。
  - ハ 監査、検査、取締り又は試験に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ。例えば、入学選抜試験問題作成者リストなど。
  - ニ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、国、独立行政法人等又は地方公共団体の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ。例えば、大学が当事者となっている訴訟に関する資料など。
  - ホ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ。
  - ヘ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ。例えば、a) 人事異動原案、b) 勤務評定関係記録など。
  - ト 国若しくは地方公共団体が経営する企業、独立行政法人等又は地方独立行政法人に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ

## 2. 訂正決定の審査基準

保有個人情報について訂正請求があったときは、次のいずれかの場合を除き、訂正請求に係る当該保有個人情報を訂正する。

- (1) 訂正請求に理由があると認められない場合
- (2) 訂正が利用目的の範囲を超える場合
- (3) 調査の結果判明した事実が、請求時点において実際に記録されていた内容とも、請求の内容とも異なることが判明した場合

## 3. 利用停止決定の審査基準

保有個人情報について利用停止請求があったときは、次のいずれかの場合を除き、利用停止請求に係る当該保有個人情報を利用の停止、消去又は提供を停止する。

- (1) 利用停止請求に理由があると認められない場合
- (2) 利用停止することにより、当該保有個人情報の利用目的に係る事務の性質上、当該事務の適切な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められる場合
- (3) 調査の結果判明した事実が、請求時点において実際に記録されていた内容とも、請求の内容とも異なることが判明した場合

### 附 則

この基準は、平成19年4月1日から施行する。

### 附 則

この基準は、平成26年9月1日から施行し、平成26年5月1日から適用する。